

# 第 3 編 解 說



## 1 府民経済計算の考え方

府民経済計算とは、大阪府という行政区域における各産業の生産活動によって1年間に生み出された価値（付加価値）を、生産・分配・支出という三つの面からとらえることにより、大阪府経済の規模や産業構造を総合的、体系的に明らかにしようとするものである。

農業、製造業、商業などの各産業は、労働者や機械・設備などを使い、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。この生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって単純に合計したものが**生産総額（産出額）**である。

しかし、この中には、生産に当たって原材料として投入された、いわゆる中間生産物（中間投入）が含まれているので、生産総額（府内産出額）から中間生産物を除くことにより、生産活動によって新たに生み出された**付加価値（府内総生産）**が得られる。

$$\text{付加価値（府内総生産）} = \text{生産総額（府内産出額）} - \text{中間生産物（中間投入）}$$

さらに、その中には、建物や機械・設備などが生産過程において減耗する価格分（＝固定資本減耗）が含まれており、この部分を除くことにより**正味の付加価値（府内純生産）**が得られる。

$$\text{正味の付加価値（府内純生産）} = \text{付加価値（府内総生産）} - \text{固定資本減耗}$$

こうして生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産に参加した各要素に、すなわち労働者には賃金、企業には利潤などの形で分配され、分配された価値は消費や投資などの形で支出される。

このように、経済活動は、生産 → 分配 → 支出 という循環を繰り返すが、これらは同一の価値の流れを異なった側面からとらえたものであり、概念上の調整を加えると、

$$\text{生産} = \text{分配} = \text{支出}$$

の関係が成り立つ。これを「**三面等価の原則**」という。

## 2 府民経済計算の基本的概念

### 2-1 府内ベースと府民ベース

付加価値をとらえるのに、推計方法の違いにより府内ベースと府民ベースがある。

「府内」ベースは、大阪府という行政区域内での生産活動によって、生み出された付加価値を、生産に携わった者の居住地にかかわらずにとらえるものであり、逆に「府民」ベースは、府内居住者（＝府民）が生産活動によって生み出した付加価値を、就業地にかかわらずにとらえることをいう。

府内総生産に、府県間の所得受払の差額である「府外からの要素所得（純）」を加えたものが府民総生産となる。

$$\text{府民総生産} = \text{府内総生産} + \text{府外からの要素所得（純）}$$

### 2-2 総生産と純生産

付加価値を評価する場合、建物や機械・設備が生産の過程において減耗する価格分（＝固定資本減耗）を含むか否かによって総生産と純生産の違いがある。

固定資本減耗を含むものを「総（グロス）生産」といい、控除したものを「純（ネット）生産」という。

$$\text{府内純生産} = \text{府内総生産} - \text{固定資本減耗}$$

### 2-3 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を表示するのに、市場価格でとらえる方法と要素費用でとらえる方法がある。

「市場価格表示」とは、付加価値を市場で取引される商品の売買価格（市場価格）により評価する方法であり、「要素費用表示」とは、生産のために必要とされる労働や資本などの生産要素に対して支払われた費用（賃金、利潤など）により評価する方法である。

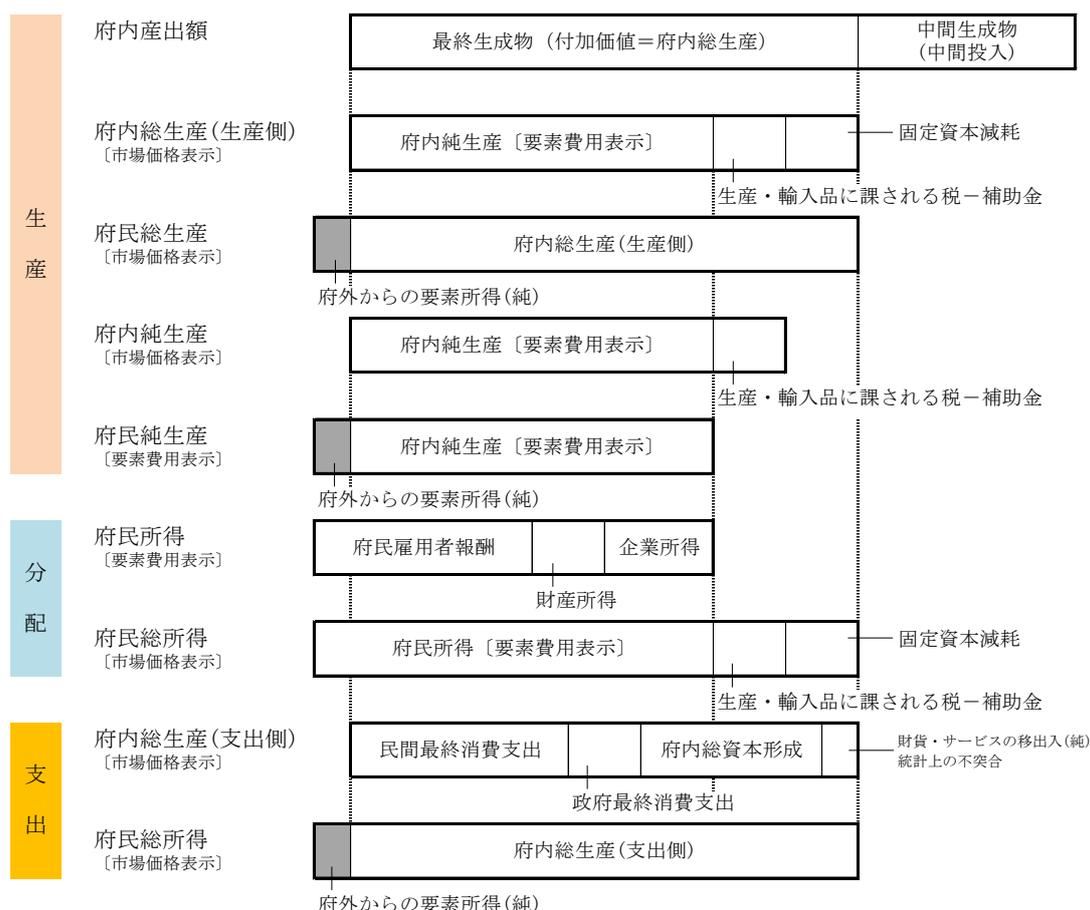
要素費用表示の府内純生産に生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除したものが、市場価格表示の府内純生産となる。

$$\begin{aligned} &\text{市場価格表示の府内純生産} \\ &= \text{要素費用表示の府内純生産} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金} \end{aligned}$$

## 府民経済計算の諸系列相互関連図

府内総生産（生産系列）とは、一年間の生産活動により、新たに生産された最終生産物（付加価値）の貨幣評価額であり、これは、生産活動に参加した労働、土地、資本などの各生産要素の所得（分配系列）となり、さらに消費や投資などの形で支出（支出系列）にあてられる。この相互の関連を図示すると下図のとおりとなる。

図 1 府民経済計算の諸系列相互関連図



### 2-4 名目値と実質値

名目値とは、各年の市場価格で評価された金額を集計したものであり、物価変動の影響が含まれている。これに対して実質値は、物価変動の影響を除いて計算したもので、経済の実質的な伸びを見る場合に用いられる。この実質値を直接推計することは困難であるため、各種の物価指数を利用して作成したデフレーター（物価調整指数）で名目値を除して値を求めている。

なお、この年報では、府内総生産（生産側）の実質値は連鎖方式により算出し、府内総生産（支出側）の実質値は固定基準年方式で算出している。

$$\text{実質値} = \text{名目値} \div \text{デフレーター}$$

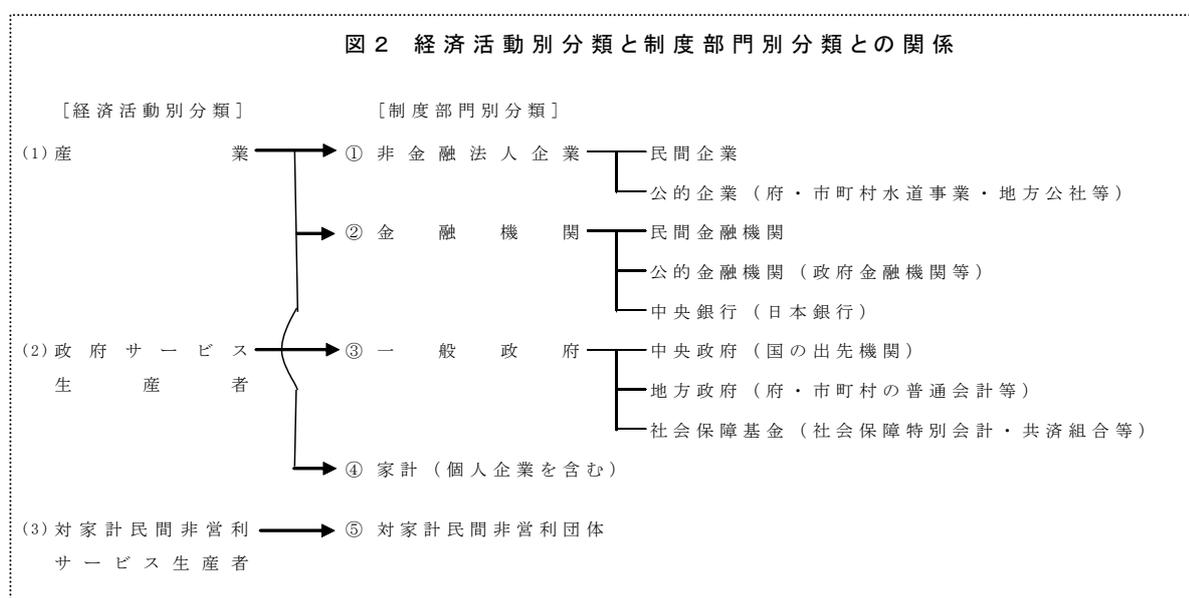
## 2-5 経済活動別分類と制度部門別分類

府民経済計算のように、マクロ集計量を取扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。その場合、いくつかの観点からの分類基準が考えられるが、この体系においては実物と金融の2分法に従って、「経済活動別分類」と「制度部門別分類」に分類される。

「経済活動別分類」は、財貨・サービスの流れ、つまり実物のフローの取引に関与する主体であり、生産、消費及び資本形成の諸勘定に関連するものである。事業所が分類単位とされ、(1)産業、(2)政府サービス生産者、(3)対家計民間非営利サービス生産者の3つに分類される。

「制度部門別分類」は、資金の流れ、つまり金融フローに関与する主体であり、所得支出及び資本調達の諸勘定に関連するものである。独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準としており、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つに大別される。

二つの分類の対応関係は、下図のとおりとなる。



## 2-6 遡及改定

府民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない中間年次については、便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。従って、新しい調査結果が公表された時は、そのデータを使って過去に遡って修正することになる。

このように、府民経済計算は新しい年度の推計結果の公表に伴い、過去の年度の数値についても遡って改定を行っているため、利用に当たっては注意が必要である。

### 3 国民経済計算体系（SNA）への対応

#### 3-1 国及び大阪府における推計の沿革、並びに SNA への対応

国民所得統計は、内閣統計局（現総務省）が 1928（昭和 3）年に「大正 14 年における国民所得」をまとめたものが最初である。以後第 2 次世界大戦前から、幾つか国民所得の推計が行われてきた。そして戦後においては、国民所得の総額に重点を置く推計から、経済の構造的循環をとらえる国民所得勘定へと発展し、1953（昭和 28）年に「昭和 26 年国民所得報告」として閣議報告されて以来、毎年政府による推計及び公表が行われている。

一国の経済状態についての記録として、国民所得統計は幾度かの改訂を経ながら推計を続けてきたが、1978（昭和 53）年には 1968（昭和 43）年の国際連合の勧告に基づき、従来の「国民所得統計」から、国際的な基準である「国民経済計算体系（System of National Accounts：いわゆる 68SNA）」に移行した。これにより、国民所得統計を中心に、産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表及び国際収支表の 5 つの勘定を体系的、整合的に統合し、国全体の経済活動をモノ（財貨・サービス）、カネ（所得及び金融資産・負債）、フローとストックの側面から多角的、総合的に分析、把握できるようになった。

その後、国際連合において、経済社会環境の変化等に対応するため 68SNA の改定作業が進められ、1993（平成 5）年、新たな国民経済計算の基準として「1993 年国民経済計算体系（System of National Accounts 1993：いわゆる 93SNA）」の使用が勧告された。この勧告に基づき、国では 2000（平成 12）年に 68SNA から 93SNA に移行した。

大阪府では、昭和 25 年版（暦年）から「大阪府民所得（統計）」の推計を開始し、昭和 45 年度版からは国民所得統計の改訂に伴い計算体系や表章形式を改め、昭和 53 年版からは国との整合性を確保するため段階的に 68SNA へ移行を図り、平成 3 年度版からは統計の名称を「大阪府民経済計算」と改めた上で、68SNA に即した県民経済計算標準方式により推計を行ってきた。

上記のとおり国が 93SNA に移行したことにより、国との整合性を確保するため、本府においても内閣府から示された 93SNA による「県民経済計算標準方式（平成 14 年版）」に基づき移行作業を進め、「平成 12 年度確報」から 93SNA に移行した。

国民経済計算及び県民経済計算では、5 年ごとに基準改定を行うこととされており、「平成 22 年度確報」での国の基準改定に伴い、「府民経済計算」においても改定した。これにより、名目値のベンチマーク年である体系基準年を平成 12 暦年から平成 17 暦年に変更した。また、物価の総合指数であるデフレーターを「平成 12 暦年=100」から「平成 17 暦年=100」に変更した。

#### 3-2 93SNA 移行に伴う主な変更点

93SNA への移行（平成 12 年度確報より）に伴い、県民経済計算では新しい概念の導入や表章形式の変更などの改定が行われている。

- ① コンピューター・ソフトウェアへの支出を、これまでの中間投入扱いではなく、投資として総固定資本形成に計上し、無形固定資本として扱うこととなった。
- ② 一般政府が所有する資産（社会資本）について、これまで減耗しないものとして扱ってきたが、93SNA では、有限の耐用年数を有するものとして、新たに固定資本減耗を計上し、これを政府

サービス産出額の構成項目とすることとなった。

- ③ 消費概念について、当該サービスの費用を誰が負担したかという「最終消費支出」概念と、誰がその便益を受けたかという側面に注目した「現実最終消費」概念に二元化することとなった。
- ④ その他、制度部門別所得支出勘定の細分化、産業分類の変更、制度部門内での様々な分類変更などの改定が行われている。

※ なお、93SNA の特徴、内容、推計方法については、内閣府経済社会総合研究所が公表している「解説パンフレット新しい国民経済計算（93SNA）」等を参考にしてください。

### 3-3 実質化方法の変更

国民経済計算では、総合的な物価指数（デフレーター）を固定基準年方式で算出してきたが、平成 16 年公表分から国内総生産（支出側）については連鎖方式によるデフレーター及び実質値を正式系列とすることとなった。また、「平成 16 年度確報」からは国内総生産（生産側）にも連鎖方式を導入した。

大阪府民経済計算では、「平成 16 年度確報」から府内総生産（生産側）に連鎖方式を導入した。

#### 固定基準年方式と連鎖方式

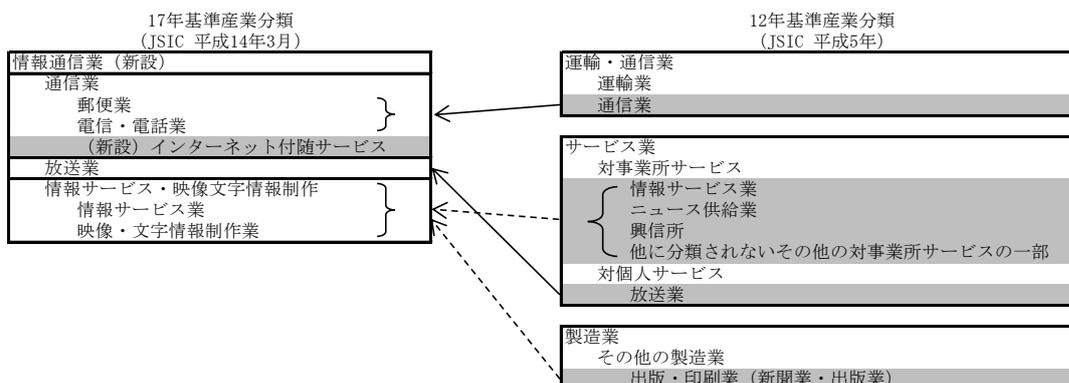
固定基準年方式（fixed-base methods）では、デフレターの計算においてはパーシェ型（比較年のウェイト構成で計算）、実質化の計算においてはラスパイレス型（基準年のウェイト構成で計算）を用いており、基準年から経過するほど、相対価格の変化が大きいものほど「指数バイアス」が著しくなる。連鎖方式(chain-linking methods)とは、このような問題点を踏まえ、実質化において、常に前年を基準年とし、それらを毎年毎年積み重ねて接続する方法である。つまり、「指数バイアス」が最小限となり、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。

### 3-4 17年基準改定に伴う主な変更点

#### ① 経済活動及び財貨・サービスの分類の変更

日本標準産業分類（JSIC 平成 14 年 3 月改定）及び平成 17 年産業連関表の統合分類を踏まえた改定を行った（詳細は 149 ページ参照）。

（主な変更点）



## ② 公的分類格付けの変更

公的部門の範囲の定義： 「政府による所有」（資産の半分以上の保有など）又は、「政府による支配」（役員の任命権を有するなど）のいずれかが該当する場合に公的部門と分類する。

※従来は、政府による「所有」かつ「支配」。

市場性の有無の基準： 無料または経済的に意味の無い価格で供給される財貨及びサービスを生産する者は、対家計民間非営利団体または一般政府に分類される（経済的に意味がある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているかを基準とする）。

※従来は、民間での同種の活動の有無、価格の財・サービスの質・量との比例関係の有無、自由意志での購入の可否のうち2項目が該当すれば市場性あり。

社会保障基金の定義： 「政府による賦課・支配」、「社会の大きな部分をカバーしている」、「強制加入・負担」の全てに該当する社会保障制度を社会保障基金（一般政府の一部）とする。

※従来は、給付と負担がリンクしない（積み立て方式でない）。

金融機関の定義： 売上高の50%以上が、「金融仲介活動」又は「補助的金融活動」による機関を「金融機関」とする。

※従来は、総資産に占める金融資産が90%以上のもの。

なお、実際の公的分類格付けに当たっては、「国民経済計算における政府諸機関の分類」に従っている。

## ③ FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）の算定の導入

金融仲介サービスについて、従来は帰属利子を金融業の産出額として計上し、欄外で中間投入として一括控除していたが、この扱いを取りやめ、「間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)」として、付加価値を発生する活動として計上することに変更した。

FISIM とは、金融仲介サービスの参照金利（インターバンク金利等）と預金金利、貸出金利との差により間接的に計測されるものである。

（主な計上項目）

- 産出額（金融業）、中間投入額（各経済活動別）
- 制度部門別受取利子（FISIM 調整後）、制度部門別支払利子（FISIM 調整後）
- 家計最終消費、政府最終消費、対家計非営利団体最終消費、FISIM 移出入（純）

(FISIM 導入による各制度部門における計数への影響)



(注) 従前の考え方(帰属利子)では、これら金融業の産出は全て中間投入されるとみなされ、金融機関部門の付加価値から控除されていた。FISIM の導入により、これらの産出は企業や家計等の中間投入や最終消費に計上されるとともに、金融機関部門の付加価値に記録されることとなる。

※ 引用 「FISIM 導入による計数への影響について」(平成 23 年 12 月内閣府)

詳細は、以下を参照。

「FISIM 導入による計数への影響について」(平成 23 年 12 月内閣府)

[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/gaiyou/pdf/fisim20111226.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/gaiyou/pdf/fisim20111226.pdf)

「平成 22 年度国民経済計算確報」利用上の注意(平成 23 年 12 月内閣府)

[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h22/sankou/pdf/tyui.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h22/sankou/pdf/tyui.pdf)

④ 自社開発ソフトウェアの推計と資本計上

生産者が1年を超えて生産に使用するコンピューター・ソフトウェアについて、固定資本形成の推計対象に新たに含める。自社開発ソフトウェアは、社内使用であるため市場評価できない。推計は、開発労働者の人件費などを基に行う。経済活動別産出額、固定資本形成に計上する。

⑤ 固定資本減耗の時価評価の導入

国民経済計算において、簿価評価による計上を改め、国際基準に適合するよう、固定資産の推計（恒久棚卸法）から得られる時価評価による推計値を用いるよう変更された。

これに伴い、県民経済計算においても、時価評価（再取得価格）を用いることになった。

## 4 統計表に係る用語解説

### 4-1 主要系列表 経済活動別府内総生産(生産側)

一年間に府内の各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された価値(付加価値)の総額を府内総生産(生産側)といい、(1)産業、(2)政府サービス生産者、(3)対家計民間非営利サービス生産者別に区分される。これは、府内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から物的経費(中間投入)を控除したものに当たる。支払利子は、物的経費に含めない。

- ア 総生産は、府内概念によってとらえられたものであるため、府内で生産された生産物であれば、他府県の県民に対し所得として分配されたものも含まれるが、府外からの所得で、その源泉が他府県内の生産にかかわるものは含まれない。
- イ この府内総生産に、府県間の所得受払の差額「府外からの要素所得(純)」を加算すれば、「市場価格表示の府民総所得」が得られる。

#### (1) 産業

農業、製造業、金融・保険業、不動産業など、利潤獲得を目的として財貨・サービスを生産する事業所から構成される。

民間企業の事業所が中核をなすが、政府関係機関であってもコスト構造などの面で産業と類似しているもの(公的企業)はこれに含まれる。また、家計の所有する住宅についても帰属サービスという概念から産業に含まれる。

#### (2) 政府サービス生産者

府民経済計算では、政府を単なる消費主体としてだけでなく、政府サービスを生産する主体としても格付けており、この場合に政府は政府サービス生産者と呼ばれる。そのサービスは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行われる性格のものである。

(例) 中央政府(国、国出先機関)、地方政府(府、市町村)、社会保障基金など

#### (3) 対家計民間非営利サービス生産者

利潤の追求を目的とせず、他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを家計に提供する団体をいう。

(例) 私立学校、労働組合、政党、宗教団体など

#### (4) 輸入品に課される税・関税

生産・輸入品に課される税の一種であり、輸入した事業所所在府県で計上される。なお、輸入品に課される税・関税は各産業部門への格付けが難しいため、欄外で一括計上することになっている。

(例) 関税、輸入品商品税、輸入品にかかる消費税

## (5) 総資本形成に係る消費税

すべての財貨・サービスのフローについて、消費税込みで付加価値等をとらえている。しかし、課税業者の投資にかかる消費税は、他の仕入れにかかる消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できるため、総資本形成については含まれていない。そこで、総資本形成(=総固定資本形成+在庫品増加)にかかる消費税額を生産系列において欄外で一括控除し、支出系列とのバランスを図っている。

## (6) 帰属計算

府民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。主なものとしては、農家が自家消費する農産物、自己所有住宅(持ち家)の帰属家賃などがある。

### 帰属家賃

実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅(持ち家)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。府民経済計算では住宅自己所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、その帰属家賃は不動産業の生産額に計上され、その営業余剰は家計の営業余剰となる。

## (7) 実質化(連鎖方式)

連鎖方式(chain-linking methods)とは、実質化の指数計算において、参照年(デフレーターが100となる年)を出発点、前年を基準年とし、毎年毎年積み重ねて接続する方法である。常に前年を基準年とすることで、固定基準年方式で生じていた「指数バイアス」が解消され、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。しかし、実質値に加法整合性がないので、合計と内訳の和は一致しないという難点がある。

### ア ダブルデフレーション

生産系列における実質化では、産出額、中間投入額をそれぞれ実質化する過程で、産出額から中間投入額を差引きし、総生産額の実質値を求めている。これを「ダブルデフレーション」と呼んでいる。

### イ インプリシット・デフレーター

大阪府では、実質化の計算は、細分化された56分類の項目のデフレーターを用いている。そして、細かい項目で実質化したものを積み上げた中項目、大項目の実質値を、それぞれの名目で除することによって事後的にデフレーターを算出している。このように算出されたものを「インプリシット・デフレーター」と呼んでいる。

※ 実質化の一過程である「前年度固定基準年による実質値」段階で加減算を行うので加法整合性の問題は生じない。

t期のデフレーター (パーシェ型)	$\frac{\sum P_{i1}Q_{i1}}{\sum P_{i0}Q_{i1}} \times \frac{\sum P_{i2}Q_{i2}}{\sum P_{i1}Q_{i2}} \times \dots \times \frac{\sum P_{it-1}Q_{it-1}}{\sum P_{it-2}Q_{it-1}} \times \frac{\sum P_{it}Q_{it}}{\sum P_{it-1}Q_{it}} \times 100$
	t-1期のデフレーター
t期の実質値 (ラスパイレス型)	$\frac{\sum P_{i0}Q_{i1}}{\sum P_{i0}Q_{i0}} \times \frac{\sum P_{i1}Q_{i2}}{\sum P_{i1}Q_{i1}} \times \dots \times \frac{\sum P_{it-2}Q_{it-1}}{\sum P_{it-2}Q_{it-2}} \times \frac{\sum P_{it-1}Q_{it}}{\sum P_{it-1}Q_{it-1}}$
	t-1期の実質値

## 4-2 主要系列表 府民所得及び府民可処分所得の分配

府内居住者（府民）が一年間にたずさわった生産活動によって生み出された純付加価値が、経済活動の主体である府民に、生産要素を提供した対価として、賃金（府民雇用者報酬）、利潤（企業所得）、利息・配当（財産所得）などの形で、どのように分配されたかを示したものであり、その総額が府民所得である。

### (1) 府民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。雇用者とは、産業、政府サービス生産、対家計民間非営利サービス生産、及び常雇・日雇を問わずあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

具体的には次のような項目によって構成されている。

#### ア 賃金・俸給

現金給与、現物給与（自社製品や消費物資の支給、食事、通勤定期券の支給など）、役員給与手当（剰余金処分による賞与は配当扱い）、議員歳費、給与住宅差額家賃（給与住宅に実際に支払われた家賃と市場評価額との差分）など。

なお、社会保障に対する雇用者の負担金や源泉徴収税などの控除前で評価する。

#### イ 雇主の現実社会負担

医療保険、年金、労働災害補償、失業補償、児童手当などの、一般政府を構成する社会保障基金及び金融機関である年金基金への雇主の負担金である。

#### ウ 雇主の帰属社会負担

退職一時金、公務災害補償費（基金によらないもの）などの、社会保障基金や年金基金によらず雇主自らが雇用者の福祉のために負担するものである。

### (2) 財産所得(非企業部門)

金融資産、有形非生産資産（土地など）及び無形非生産資産（著作権・特許権など）を賃借する場合、この賃借を原因として発生する所得の移転である。①利息、②法人企業の分配所得（配当等）、③保険契約者に帰属する財産所得、④賃貸料（地代、特許料など）の4つから構成される。

### (3) 企業所得(法人企業の分配所得受払後)

営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額(純財産所得)を加えたものであり、①民間法人企業、②公的企業、③個人企業ごとに表示される。

営業余剰・混合所得とは企業会計でいう営業利益にほぼ相当し、従って企業所得は、その企業の営業利益から負債利子などの営業外費用を支払い、逆に他社からの株式配当などの営業外収益を加えた、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

なお、公的企業とは以下のいずれかの基準を満たす場合である。

(ア) 「政府による所有」(資産の半分以上の保有など)

(イ) 「政府による支配」(役員の任命権を有するなど)

(例) 独立行政法人造幣局、日本銀行、住宅金融支援機構など

### (4) 府民所得

府民ベース(概念)の要素費用表示の純生産が府民所得として表示される。

$$\begin{aligned} \text{府民所得} &= \text{府民概念の要素費用表示の純生産} \\ &= \text{府民雇用者報酬} + \text{財産所得(非企業部門)} + \text{企業所得(法人企業の分配所得受払)} \end{aligned}$$

### (5) 生産・輸入品に課される税、(控除)補助金

要素費用表示の府内純生産を市場価格表示の府内純生産に、また要素費用表示の府民所得を市場価格表示の府民所得に評価基準を合わせるための調整項目である。

#### ア 生産・輸入品に課される税

いわゆる「間接税」であり、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる諸税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。

(例) 消費税、関税、事業税、不動産取得税、印紙税、固定資産税など

#### イ (控除)補助金

①企業に対して支払われるものであること、②企業の経常費用を賄うために交付されるものであること、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の3つの条件を満たす経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うための政府からの繰入金も含まれる。

一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなく、政府による「他に分類されない経常移転」として扱われる。

(例) 価格調整費、利子補給金、試験研究費補助金、産業振興費など

### (6) その他の経常移転

貸金や消費活動に深く関連する経常的な移転(取引)のうち、財産所得以外の移転をいい、大別すると次の3つに分類される。

## ア 所得、富等に課される経常税

いわゆる直接税であり、①労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税及び、②消費主体としての家計が保有する資産に課せられる租税をいう。(相続税、譲与税は資本移転として扱うため含まない。)

なお、所得・富等に課される経常税(直接税)と生産・輸入品に課される税(間接税)の区分は、それが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区分される。

(例) 所得税、法人税、府市町村民税、家計の負担する自動車関係諸税など

## イ 現物社会移転以外の社会給付及び社会負担

### (社会給付)

社会給付とは、例えば、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定のできごとあるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、一般政府または対家計民間非営利団体から家計に支払われる経常移転である。

社会保険制度に基づく社会保障給付のうち、①現金によるもの(国民年金、厚生年金、失業給付等)、②年金基金による社会給付(適格退職年金等)、③無基金雇用者社会給付(退職一時金等)が計上されるとともに、④社会保険制度には基つかない社会扶助給付(生活保護、公費負担医療給付分等)が計上される。

### (社会負担)

社会保障制度に対する負担であり、「現実社会負担」と「帰属社会負担」とに分類され、「現実社会負担」はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇用者の現実社会負担」に分類される。

「現実社会負担」とは、雇主及び雇用者本人が社会保険制度を管理する基金に対して支払う社会負担を指す(社会保障基金に対する年金、雇用、医療等の保険料、厚生年金基金等の民間の年金制度に対する保険料)。この「雇主の現実社会負担」は、府民雇用者報酬の構成要素としても計上されることから、家計部門における二重受取を回避するために、それと同額を家計が一般政府、金融機関に対して支払ったかのように擬制して計上している。

「帰属社会負担」とは雇主が雇用者の福祉のために雇主自身の源泉から給付が行われるもの(退職一時金等)で、現実社会負担のように基金への負担の支払がされているわけではないが、これについても府民雇用者報酬の構成要素としても計上されることから、家計部門の二重受取を回避するために、給付額(無基金雇用者社会給付)と同額を家計が雇主に支払ったものとして、計上される。

## ウ その他の経常移転

生命保険以外の、全てのリスク(事故、疾病、火災等)に対する補填システムであり、以下の三種類に分類される。

- ①「非生命保険取引」(生命保険以外の全てのリスク(事故、疾病、火災等)を網羅するもの。)
- ②「一般政府内の経常移転」(異なる政府部門間(中央政府、地方政府、社会保障基金)の補助金、交付金、会計間の繰り入れなどの移転。)
- ③「他に分類されない経常移転」(罰金、寄付金、負担金等)

## (7) 府民可処分所得

市場価格表示の府民所得に府外からのその他の経常移転（財産所得以外）の純受取額を加えたもので、府民全体の処分可能な所得を表している。これを支払の面からみると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に処分される。

### 4-3 主要系列表 府内総生産（支出側）

各生産要素に分配された付加価値は、消費や投資などの形で支出されるため、支出の面でも把握することができ、これを府内総生産（支出側）という。

#### (1) 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

##### ア 家計最終消費支出

家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）が一年間に行う新たな財貨・サービスの取得に対する支出であり、同種の中古品（家計部門内相互間の取引である場合）、スクラップの純販売額（販売額－購入額）は控除される。この場合の財貨・サービスの取得は、現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の家賃評価額（帰属家賃）、賃金俸給における現物給与等（給与住宅差額家賃を含む）も含まれる。

しかし、仕送り金、贈与金、労働組合費などは家計間あるいは対家計民間非営利団体への移転であり家計最終消費支出とはみなされない。

土地造成及び住宅建設は、投資活動とみなして資本的支出としての民間総固定資本形成に含まれる。また、個人税及び税外負担は経常移転となるため最終消費支出から除かれる。

##### イ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の生産額から商品・非商品販売額を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入に課される税）をカバーしえず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

#### (2) 政府最終消費支出

市場ならびに自らの生産物からの調達による消費の合計であり、府民経済計算では一般政府を単なる消費主体としてだけでなく、生産主体としても捉えており、生産された政府サービスは一部を除き、政府が自ら消費するものとして、政府最終消費支出に計上する。

すなわち、政府サービス生産者の産出額（中間投入＋府内雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から他部門に販売した額（商品・非商品販売額）を差引いた自己消費に、医療保険の給付や教科書購入等の家計への移転的支出（現物社会給付等）を加算したものが一般政府の最終消費支出となる。

$$\text{政府最終消費支出} = \text{政府サービスの産出額} - \text{商品・非商品販売額} + \text{現物社会給付等}$$

### (3) 最終消費支出と現実最終消費

「最終消費支出」は各制度部門が実際に支出・負担した額を示す項目であり、一方「現実最終消費」は各制度部門が実際に享受した便益の額を表すものである。具体的には、「現実最終消費」は「最終消費支出」に「現物社会移転の受払」を加味したものである。

#### ア (再掲)家計現実最終消費

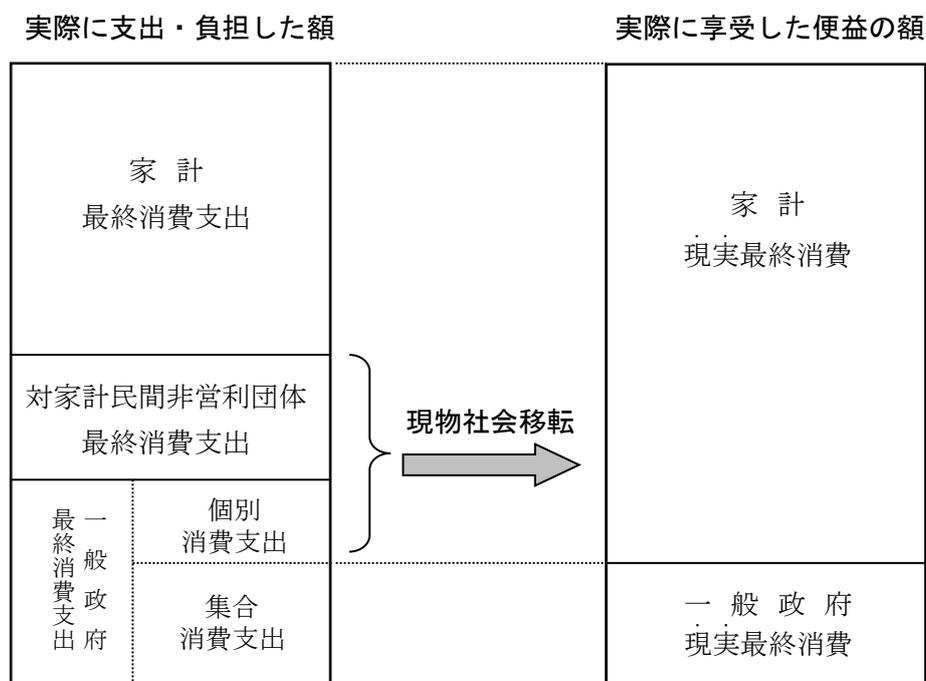
家計最終消費支出に一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側(家計)での消費にとらえたもの。

#### イ (再掲)政府現実最終消費

一般政府最終消費支出から家計への現物社会移転である個別消費支出を控除し、政府の自己消費分である集合消費支出を算出したもの。

個別消費支出：現物社会移転として政府が家計に対して支給する個別的サービスについての支出(例 医療、教育、保健衛生等)

集合消費支出：政府が社会全体ないし社会の大部分に対して供給する集会的サービスについての支出(例 消防・救急等)



#### (4) 府内総資本形成

民間法人企業、公的企業、一般政府、家計（個人企業）及び対家計民間非営利団体の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

中間消費と府内総資本形成の区別は、当該期間内において使用されつくすか、あるいは、将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。

##### ア 総固定資本形成

民間法人企業、公的企業、一般政府、家計（個人企業）及び対家計民間非営利団体が新規に購入した有形または無形の資産（中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む。）であり、以下のものが該当する。

###### ① 有形固定資産

住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送機器、機械設備、育成資産（種畜、乳牛、果樹等）。民間転用が可能な防衛関係設備等も含む。

###### ② 無形固定資産

鉱物探査、コンピューター・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するもの）、プラントエンジニアリング。

###### ③ 有形非生産資産の改良

土地の造成、改良、鉱山・農地などの開発、拡張など。

##### イ 在庫品増加

企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料などの棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、と畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

なお、在庫品増加は在庫品評価調整（注）後で評価する。

##### （注）在庫品評価調整

府民経済計算では発生主義の原則がとられており、在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法等、企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。従って、期末在庫残高から期首在庫残高を差引いて得られる増減額（在庫品増加）には、期末と期首の評価価格差も含まれている。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。

#### (5) 財貨・サービスの移出入(純)

府内居住者と非居住者の間の財貨及びサービスの取引（直接購入も含む）であり、移出から移入を差引いて求める。移出とは、府外に流出した財貨・サービスと非居住者の府内における消費支出であり、移入とは府外から流入した財貨・サービスと府内居住者の府外における消費支出である。

## (6) 統計上の不突合

府内総生産の生産側と支出側の数値は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法（基礎資料や推計方法）が異なっているため、推計値に若干の不一致が生じることがある。この差額を統計上の不突合といい、支出側に計上し、両面のバランスを成立させている。

## (7) 府外からの要素所得(純)

府民所得から府内純生産（要素費用表示）を差引いて求める。府民が府外から受取った雇用者報酬、投資収益、財産所得（利子、配当等）と府外へ支払った同項目の差額である。

## (8) 府民総所得(市場価格表示)

府民所得は、それぞれの経済活動部門が一年間に財貨・サービスを購入する面、すなわち、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。府民総所得は、府内ベース（概念）である府内総生産に「府外からの要素所得（純）」を加えた府民総生産に対応するものである。

なお、府民総所得及び府内総生産（支出側）については名目値のほか、物価変動の影響を除去した実質値も表示される。

$$\begin{aligned} \text{府民総所得} &= \text{府内総生産（支出側）} + \text{府外からの要素所得（純）} \\ \text{府内総生産（支出側）} &= \text{民間最終消費支出} + \text{政府最終消費支出} + \text{府内総資本形成} \\ &\quad + \text{財貨・サービスの移出入（純）} + \text{統計上の不突合} \end{aligned}$$

## (9) 実質化(固定基準年方式)

固定した基準年（現在は平成 17 暦年）の価格をベースにして算出する方法が**固定基準年方式**である。固定基準年方式（fixed - base methods）のデフレーターの計算方法においてはパーシェ型（比較年のウェイト構成で計算）、実質化の計算方法においてはラスパイレス型（基準年のウェイト構成で計算）を用いており、基準年から経過し、相対価格の変化が大きいものほど「指数バイアス」が生じる。

デフレーター (パーシェ型)	$\frac{\sum P_{it}Q_{it}}{\sum P_{i0}Q_{it}} \times 100$
実質値 (ラスパイレス型)	$\sum P_{i0}q_{i0} \times \frac{\sum P_{i0}Q_{it}}{\sum P_{i0}Q_{i0}} = \sum P_{i0}q_{it}$

## 4-4 基本勘定（統合勘定）

統合勘定は、モノ（財貨及びサービス）の取引の結果とカネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果とを統合して記録し、一年間における大阪府の経済活動の結果を総括したものである。

### （1）府内総生産勘定（生産側及び支出側）

主要系列表を統合整理して作成される、府内経済活動を総括する生産勘定であり、市場価格表示の府内総生産を、生産側と支出側から貸借の原理などに基づいて表したものである。

勘定の貸方は、府内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した支出側で、借方は、府内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した生産側である。なお、この勘定では府内ベース（概念）で記録されている。

#### ア 営業余剰・混合所得

産出額から中間投入、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（純）を差引いた府内純生産（府内要素所得）からさらに府内雇用者報酬を差引いたものであり、企業会計でいう営業利益に相当する。原則として市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じるため、非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）の3制度部門に計上される。このうち、家計部門については、営業余剰（持ち家）と混合所得に分類している。

混合所得とは個人企業の所得のことであり、経営者としての個人業主への報酬と労働所得の性格が混在しているため、混合所得と表している。

#### イ 固定資本減耗

構築物、設備及び機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、摩損及び損傷（減価償却）、予見される火災、風水害、事故等に伴う滅失（資本偶発損）からくる減耗分を時価評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。この固定資本減耗を含む計数は総（グロス）生産といい、含まない計数は純（ネット）生産という。

### （2）府民可処分所得と使用勘定

生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払のほか、財産所得などの移転所得の受取から構成され、府民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものである。

#### ア 可処分所得

可処分所得とは、府民全体あるいは各制度部門の全ての経常収入（府民雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得等の経常移転の受取）から全ての経常移転の支払を控除したものであり、それぞれの制度部門の手元に残った実際に処分可能な所得を示している。

各制度部門別の可処分所得は所得支出勘定において表章されており、また、府全体の可処分所得、すなわち府民可処分所得はそれら制度部門の所得支出勘定を統合することによって求められ、統合勘定である府民可処分所得と使用勘定に表章される。

制度部門別の可処分所得についてみると、非金融法人企業及び金融機関では最終消費支出を行わないため、可処分所得は全額貯蓄となる。他方、最終消費の主体である一般政府、家計、

対家計民間非営利団体では、可処分所得は消費と貯蓄に処分される。

$$\text{消費性向} = \text{家計最終消費支出} \div (\text{家計可処分所得} + \text{年金基金準備金の変動})$$
$$\text{貯蓄性向 (貯蓄率)} = \text{家計貯蓄} \div (\text{家計可処分所得} + \text{年金基金準備金の変動})$$

## イ 貯蓄

各部門の雇用者報酬、営業余剰・混合所得の受取や各種の経常移転の受取からなる経常的収入から、消費支出や各種の経常移転の支払からなる経常的支出を差引いた残差として定義される。

## ウ 貯蓄率

可処分所得（年金基金準備金の変動を加算）に占める貯蓄の割合をいう。

### (3) 資本調達勘定(実物取引)

資本形成とその資本調達のバランスを全制度部門について統合したもので、実物取引と金融取引に区分されるが、金融取引については、資料上の制約から推計していない。

## ア 府外に対する債権の変動

制度部門別資本調達勘定では、貯蓄投資バランスとして「純貸出（＋）／純借入（－）」（貯蓄投資差額）と表章しており、各制度部門の「純貸出（＋）／純借入（－）」（貯蓄投資差額）の合計は、大阪府全体の府外に対する債権の純増となり、概念的には統合勘定の「府外に対する債権の変動」と一致する。ただし、「統計上の不突合」を制度部門別に分割して計上することが不可能であるため、実際には両者は一致しない。

$$\text{府外に対する債権純増} + \text{統計上の不突合}$$
$$= \text{各部門の「純貸出（＋）／純借入（－）」（貯蓄投資差額）の合計}$$

## イ 府外からの資本移転(純)

資本移転は、統合勘定では府内部門間の資本移転は相殺され、「府外からの資本移転（純）」として計上している。

### (4) 府外勘定(経常取引)

府全体としてとらえた府外取引を計上しており、府外の視点からみた勘定である。取引は経常取引と資本取引に区分されるが、府民経済計算では経常取引について記録する。経常取引は、①物の売買や運輸・通信・保険などサービスの売買よりなる「財貨・サービスの移出入」、②労働に対して支払われる「府民雇用者報酬」、③利子や配当金などからなる「財産所得」、④対価の受領を伴わない財貨、サービス、現金の受払のうち経常的なものよりなる「その他の経常移転」によって構成され、バランス項目として支払側に「経常府外収支」が設けられている。

## 4-5 基本勘定（制度部門別所得支出勘定）

この勘定は、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、生産活動により生み出された付加価値がどの制度部門に配分され、さらに各制度部門及び府外部門間に様々な移転取引が行われるなかで、それらの所得が最終的にどのように振り分けられているかを示している。

### ① 非金融法人企業

金融・保険サービス以外の産業活動を行う法人企業または準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産にたずさわる非営利団体も含まれる。

### ② 金融機関

市場において金融取引に従事することを主たる業務とする法人企業または準法人企業である。金融的性格をもつ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

### ③ 一般政府

中央政府（国、国出先機関）、地方政府（府、市町村）とそれらによって設定、管理されている独立行政法人、地方独立行政法人及び社会保障基金等から構成される。

### ④ 家計（個人企業を含む）

単に消費者としての家計のみならず、個人企業も含む。これは、個人企業の場合、企業としての経理と業主の家計としての会計が判然と区別されておらず、統計作成上、両者を分離することが困難であることに加え、むしろ分離をしないままでとらえる方が個人企業家計の意思決定や行動を正確に把握できるという考え方に立っている。

### ⑤ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成される。（＝対家計民間非営利サービス生産者）

## （1）無基金雇用者社会給付、帰属社会負担

無基金雇用者社会給付とは、社会保障基金、金融機関（信託、保険）、共済制度などの外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせずに雇主が雇用者に支払う公務災害補償、労災にかかる見舞金、家族手当、退職一時金などの福祉的給付である。

この給付は所得支出勘定において、企業等の支払、家計の受取に計上されるが、府民雇用者報酬にも、この支払が含まれているので、家計での二重受取を避けるため、同額を帰属社会負担として、家計から企業等への移転として取り扱うという帰属計算を行っている。

## (2) 現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体が、個々の家計に対して財貨及びサービスを、現物による社会移転として支給することであり、この財貨及びサービスは、政府または対家計民間非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出物として生産したものである。内訳としては「現物社会給付」と「個別的非市場財貨・サービスの移転」の2項目からなる。「現物社会給付」は、社会保障基金による医療保険給付及び介護保険給付であり、「個別的非市場財貨・サービスの移転」は、無料または経済的に意味のない価格で提供される教育、保健等のサービスのことである。

## (3) 非生命保険金、非生命保険純保険料

非生命保険制度を運用する上で、事故が発生した場合に被災者に支払う保険金（保険リスクコスト）と制度を運用していくための諸経費とが必要となり、それを非生命保険料として保険加入者から徴収している。

被災者に支払われる保険金部分は、保険加入者から徴収した保険料の一部を支払うものであるから、保険加入者から被災者に所得が移転したものとみなす。

所得支出勘定においては、保険金が各制度部門の受取に計上され、加入者の制度部門支払側には支払った保険料のうち保険リスクコストが純保険料として計上される。なお、非生命保険サービスを供給する制度部門の金融機関においては、支払側に保険金、受取側に純保険料が計上され、それらは同額となる。

## (4) 年金基金年金準備金の変動

金融機関である年金基金から家計が受取る年金給付と、家計が年金基金（金融機関）へ払込む自発的年金負担は経常取引として記録されるが、年金基金が管理する年金準備金は、生命保険が管理する準備金と同じように、家計が所有している金融資産（貯蓄）として扱われる。

このため、年金負担額と年金受取額との差額を調整項目（経常移転分）として一旦設け、年金負担と年金給付が経常移転として記録されていなかった場合と同じ貯蓄額（金融資産分）に戻すよう記録する。具体的には「年金基金年金準備金の変動」を導入し、家計の受取側、金融機関の支払側に記録することとしている。年金基金年金準備金の変動額を記録することにより、年金基金を社会保障基金から分離し、家計と金融機関との貯蓄の取引としてより明確に記録することとしている。

年金基金年金準備金の変動

= 雇主の自発的現実社会負担 + 雇用者の自発的社会負担 - 年金基金による社会給付

## (5) 保険契約者に帰属する財産所得

保険企業（生命保険、非生命保険、年金基金を含む）から受取ることができる保険技術準備金に係る投資所得のことであり、保険技術準備金は保険契約者の資産であるため、保険契約者に対する保険企業側からの支払として記録されるものである。ここには保険契約者配当、保険帰属収益（保険契約者の資産から生じる投資所得）が含まれる。保険帰属収益は、保険企業から保険契約者に支払われるべきものではあるが、実際には保険企業に留保される性格のものであることを

考慮し、帰属計算により保険企業（金融機関）から最終的には家計に支払われるものとして記録し、その上で、この財産所得分を追加保険料として保険企業に払い戻されるものとする。

#### **(6) 消費者負債利子、その他の利子**

家計の所得支出勘定における支払財産所得には、利子として消費者負債利子とその他の利子が計上されている。消費者負債利子は消費者としての家計が支払った利子であり、その他の利子は家計部門に含まれている個人企業が支払った利子である。

府民所得の分配においては、消費者負債利子は家計（非企業部門）の利子支払として計上され、その他の利子は個人企業の企業所得に含まれる。

#### **(7) 可処分所得の使用勘定**

最終消費の主体である一般政府、家計、対家計民間非営利団体において、可処分所得は消費と貯蓄に処分される。この消費と貯蓄の配分を記録したのが可処分所得の使用勘定である。この可処分所得を源泉とする消費を「最終消費支出」と呼び、各制度部門が実際に支出・負担した額を示す。

なお、非金融法人企業及び金融機関は生産主体であり、最終消費支出は計上しない。よって、可処分所得は全額貯蓄となる。

#### **(8) 調整可処分所得の使用勘定**

現物社会移転を含む可処分所得の概念を調整可処分所得といい、これが消費と貯蓄に配分されることを記録した勘定である。源泉を調整可処分所得とする消費を「現実最終消費」と呼び、各制度部門が実際に享受した便益の額を示す。

なお、非金融法人企業及び金融機関については現物移転がないため、調整可処分所得の使用勘定は記録されない。

### **4-6 基本勘定（制度部門別資本調達勘定（実物取引））**

この勘定は、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、資本蓄積の形態とそのための資本調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。

実物取引勘定は、総固定資本形成（ネットで取引を記録しているため、固定資本減耗分を控除することにより、純蓄積を得ている）、在庫品増加、土地の購入（純）という実物資産の蓄積の姿を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにする。

原資としては、「所得支出勘定において残差として求められた貯蓄」及び「他の部門から資産の購入のために反対給付なしに受取る資本移転（純）」からなる。

この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば、「純貸出（+）／純借入（-）」（貯蓄投資差額）がプラスになり、資金を他部門で運用（貸付）することになる。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば、「純貸出（+）／純借入（-）」（貯蓄投資差額）がマイナスとなり、府外を含め、他の部門から資金を調達（借入）することになる。

### **(1) 「純貸出(+)/純借入(-)」(貯蓄投資差額)**

所得支出勘定で算出される制度部門別の貯蓄と資本移転（純）からなる「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」から総固定資本形成、土地の購入（純）等を差引いて得られる「純貸出（+）／純借入（-）」（貯蓄投資差額）は、実物取引後の各制度部門の資金余剰・不足を表す指標である。

### **(2) 土地の購入(純)**

部門間の土地売買を計上しており、土地の購入額から土地の売却額を差引いて求める。

なお、土地の売買は住居者間のみで行われるため、府全体でみると「土地売却＝土地購入」となるので、統合勘定においては「土地の購入（純）」は表章されない。

### **(3) 資本移転(純)**

反対給付を伴わない移転のうち、受取側の総資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産または貯蓄からまかなわれる移転であり、経常移転と対比される。資本移転は当事者の投資や資産に影響を及ぼすが、消費には資産額やその構成の変化を通じて間接的な影響を及ぼすにとどまる。

<参考資料> 経済活動別分類(93SNA 分類)と日本標準産業分類の対応表

本統計表上においては、全て平成17年基準産業分類に基づく。

SNA経済活動別分類	日本標準産業分類(H14.3)
1. 産業	
(1) 農林水産業	01 農業 (0113野菜作農業のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→対個人サービス業)
① 農業	804 獣医業
② 林業	02 林業
③ 水産業	0113 野菜作農業のうち「きのこ類の栽培」 03 漁業 04 水産養殖業
(2) 鉱業	05 鉱業 2281 砕石製造業
(3) 製造業	
① 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1751 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業(うち硬化油(食用)) 5795 料製品小売業(うち製造小売分) 932 と畜場(うち民営事業所によるもの)
② 繊維	11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)
③ パルプ・紙	15 パルプ・紙・紙加工品製造業
④ 化学	17 化学工業 (1751 脂肪酸等製造業のうち脂肪酸等(食用)→食料品)
⑤ 石油製品・石炭製品	18 石油製品・石炭製品製造業
⑥ 窯業・土石製品	22 窯業・土石製品製造業 (2281 砕石製造業→鉱業)
⑦ 鉄鋼	23 鉄鋼業
⑧ 非鉄金属	24 非鉄金属製造業
⑨ 金属製品	25 金属製品製造業
⑩ 一般機械	26 一般機械器具製造業
⑪ 電気機械	27 電気機械器具製造業 28 情報通信機械器具製造業 29 電子部品・デバイス製造業
⑫ 輸送用機械	30 輸送用機械器具製造業
⑬ 精密機械	31 精密機械器具製造業
⑭ その他の製造業	
[衣服・身の回り品]	12 衣服・その他の繊維製品製造業
[木材・木製品]	13 木材・木製品製造業(家具を除く)
[家具・装備品]	14 家具・装備品製造業
[印刷・同関連業]	16 印刷・同関連業
[プラスチック製品]	19 プラスチック製品製造業
[ゴム製品]	20 ゴム製品製造業
[革・毛皮製品]	21 なめし革・同製品・毛皮製造業
[その他の製造業]	32 その他の製造業
(4) 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
(5) 電気・ガス・水道業	
① 電気業	33 電気業
② ガス業・熱供給業	34 ガス業 35 熱供給業
③ 水道業	361 上水道業 362 工業用水道業
④ 廃棄物処理業	85 廃棄物処理業(うち民営事業所によるもの)

SNA経済活動別分類	日本標準産業分類(H14.3)
(6) 卸売・小売業	
① 卸売業	49 各種商品卸売業 50 繊維・衣服等卸売業 51 飲食料品卸売業 52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 53 機械器具卸売業 54 その他の卸売業 939 他に分類されないサービス業のうち卸売市場
② 小売業	55 各種商品小売業 56 織物・衣服・身の回り品小売業 57 飲食料品小売業 58 自動車・自転車小売業 59 家具・じゅう器・機械器具小売業 60 その他の小売業
(7) 金融・保険業	
① 金融業	61 銀行業 62 協同組織金融業 63 郵便貯金取扱期間、政府関係金融機関 64 貸金業、投資業等非預金信用機関 65 証券業、商品先物取引業 66 補助的金融業、金融附帯業 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
② 保険業	
(8) 不動産業	
① 不動産仲介業	68 不動産取引業
② 不動産賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業 (693 駐車場業 → 運輸業)
③ 住宅賃貸業	
(9) 運輸業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 693 駐車場業 831 旅行業
(10) 情報通信業	
① 通信業	37 通信業 40 インターネット附随サービス業 78 郵便局(うち郵便事業)
② 放送業	38 放送業
③ 情報サービス、映像・文字情報制作業	39 情報サービス業 411 映像情報制作・配給業 413 新聞業 414 出版業 4151 ニュース供給業 4159 その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 (うち映像情報制作活動のみ)
8091	興信所
(11) サービス業	
① 対個人サービス業	
[娯楽業]	84 娯楽業
[飲食店]	807 著述・芸術家業 70 一般飲食店 71 遊興飲食店
[旅館・その他の宿泊所]	72 宿泊業(うち会社の寄宿舎・学生寮を除く)
[洗濯・理容・美容・浴場業]	82 洗濯・理容・美容・浴場業
[その他の対個人サービス業]	014 園芸サービス業 773 学習塾 774 教養・技能教授業 808 写真業 83 その他の生活関連サービス業 (831 旅行業 → 運輸業)
[分類不明産業]	873 表具業 879 その他の修理業 99 分類不能の産業

SNA経済活動別分類	日本標準産業分類(H14.3)
② 対事業所サービス業	
[広告業]	89 広告業
[業務用物品賃貸業]	88 物品賃貸業
[自動車・機械修理業]	86 自動車整備業
	871 機械修理業(電気機械器具を除く)
	872 電気機械器具修理業
[その他の対事業所サービス業]	80 専門サービス業(他に分類されないもの) (804 獣医学 → 農業) (807 著述・芸術家業 → 娯楽業) (808 写真業 → その他の個人サービス業) (8091 興信所 → 情報通信業)
	90 その他の事業サービス業
③ 公共サービス業	
[学習]	7721 職員教育施設・支援業 7722 職業訓練施設 7799 他に分類されない教育・学習支援業
[研究]	81 学術・開発研究機関(うち、国・地方及び一部の特殊法人等以外の者)
[医療業]	73 医療業(介護保険によるサービスを除く)
[保健衛生]	742 健康相談施設(うち国及び公共団体以外の者) 7492 検査業(うち国及び公共団体以外の者) 7493 消毒業(うち国及び公共団体以外の者) 7499 他に分類されない保健衛生(うち国及び公共団体以外の者)
[介護サービス]	73 医療業(うち介護保険によるサービス) 754 老人福祉・介護事業(うち介護保険によるサービス) 7592 訪問介護事業(うち介護保険によるサービス) 7599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業(うち介護保険によるサービス)
[社会福祉(産業)]	753 児童福祉事業 754 老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く) 755 障害福祉事業 759 その他の社会保険・社会福祉・介護事業(全て会社・個人等によるもの。介護保険を除く)
[その他の公共サービス]	79 協同組合(他に分類されないもの) 911 経済団体
2. 政府サービス生産者	363 下水道業
(1) 電気・ガス・水道業	85 廃棄物処理業(うち地方公共団体活動) 932 と畜場(うち公営事業所によるもの)
(2) サービス業	5795 料理品小売業(うち国公立学校給食に係るもの) 76 学校教育(うち国及び地方公共団体設置の学校) 771 社会教育(うち国及び地方公共団体活動) 772 職業・教育支援施設(うち国・地方公共団体及び一部の特殊法人活動) 81 学術・開発研究機関(うち国・地方公共団体及び一部の特殊法人活動)
(3) 公務	3611 上水道業(うち船舶給水業) 4854 貨物荷扱固定施設業(うち港湾関係荷役棧橋設備等) 4855 棧橋泊きよ業 4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業(うち灯台、水路情報提供活動) 4856 飛行場業(うち、国・地方公共団体の行う空港(第一、二、三種)の管理) 74 保健衛生(うち国及び地方公共団体活動) 75 社会保険・社会福祉・介護事業(うち国、地方公共団体又は準じる団体の活動) 95 国家公務 96 地方公務
3. 対家計民間非営利サービス生産者	
(1) 教育	5795 料理品小売業(うち国公立学校給食以外の給食) 76 学校教育(うち、国・地方公共団体以外の者が設置する学校) 771 社会教育(うち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設活動) 81 学術・開発研究機関(うち非営利民間法人研究機関の活動)
(2) その他	742 健康相談施設(うち対家計民間非営利団体活動) 75 社会保険事業団体(うち対家計民間非営利団体活動。介護保険提供サービスを除く) 91 政治・経済・文化団体 (911 経済団体 → その他の公共サービス) 92 宗教 9311 集会場

